

審議会等の設置・運営マニュアル

総務部 総務課

目 次

| | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 審議会等の設置・運営マニュアル作成の趣旨 | 1 |
| 2 | 審議会等の分類 | 1 |
| A | 附属機関 | 2 |
| B | 私的諮問機関 | 3 |
| C | 研究・連絡協議会的機関 | 3 |
| D | 実施主体的機関 | 3 |
| 3 | 審議会等の適切な設置、運営 | 4 |
| 4 | 審議会等の委員の選任等 | 6 |
| 5 | 審議会等のあり方について | 8 |
| | (別紙1) 傍聴者への対応について | 9 |
| | (別紙2) 審議会等の委員の選任に関する理由書 | 10 |
| | (別紙3) 審議会等の委員の男女比率及び若者比率の取扱い | 11 |

《 参考資料 》

- 1 マニュアル適用対象の審議会等の見直し
- 2 マニュアル適用対象の審議会等一覧
- 3 審議会等の委員の選任に関する基準
- 4 男女比率（女性委員の割合）、平均年齢、平均兼職数及び平均在任期間の推移

1 審議会等の設置・運営マニュアル作成の趣旨

本市においては、様々な施策の推進に当たり幅広い意見を聴くため、市民や学識経験者、関係団体の代表者等で構成する諮問機関（附属機関・私的諮問機関）や施策上の協議会（研究・連絡協議会的機関）等（以下「審議会等」という。）を設置しています。

この「審議会等の設置・運営マニュアル」（以下「マニュアル」という。）は、これらの審議会等の設置及び運営の適正化を図ることを目的として、平成22年に作成したものです。

その後も、審議会等の条例化や廃止を始めとした見直しを行ってまいりましたが、社会情勢の変化に対応した運営とともに、より幅広い市民の参加促進に取り組む必要があるため、このたび、委員の報償費と選任に関する基準についての見直しを行いました。

今後も、市政への市民の参画が促進されるよう見直しを行うとともに、審議会等の適切な設置、運営、委員構成の適正化等に取り組んでいきます。

2 審議会等の分類

【イメージ】

| 分 類 | | 設 置 根 拠 | 予算措置 | | |
|---------|----------------|---|----------|-----|----------------------------|
| | | | 費 目 | 金 額 | |
| 諮問機関 | マニュアルに基づく取組の対象 | A 附属機関 法律又は条例に定めるところにより設置する調停、審査、諮問又は調査を行うための合議制の機関 | 法律 条例 | 報酬 | 宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の規定による。 |
| | | B 私的諮問機関 市政運営や諸計画の策定に当たり、市民、有識者、関係団体等の意見を聴取するため設ける機関で、意見の聴取後解散し、又はスポット的に招集される短期的なもの | 要 綱 | 報償費 | 4,000円 |
| 施策上の協議会 | その他 | C 研究・連絡協議会的機関 市の施策に関する研究や連絡調整、啓蒙、啓発等を目的として設置する機関 | 要 綱 | — | — |
| | | D 実施主体的機関 市の各種イベントや施策の実施主体として設ける機関 | 要 綱 | — | — |

A 附属機関

法律又は条例に定めるところにより設置する調停、審査、諮問又は調査を行うための合議制の機関

この附属機関を設置するには、必ず条例（法設置に係るものを除く。）によらなければなりません。（地方自治法第138条の4第3項）

なお、調停、審査、諮問、調査等のような職務を担当するものであれば、附属機関の名称としては、審査会、審議会、調査会という名称に限定されるものではありません。

ただし、当該地方公共団体の職員その他執行機関の補助職員からのみ構成されるような内部的な事務処理機関については、附属機関ではないことから、条例によらなくても執行機関限りにおいて適宜設置することができるとされています。（行実昭和28年1月16日）

報酬に関しては、地方自治法第203条の2第4項の規定に基づき、宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例を定め、額及び支給方法について必要な事項を規定しています。

このように、特別職の身分を有する附属機関の委員の報酬については条例事項であり、また、制度の根本的な見直しに係る事項については、宇部市特別職報酬等審議会への付議についても検討する必要があることなどを踏まえて、報酬の額に関しては、当面、現行どおりとします。

【参 考】地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第1項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

B 私的諮問機関

市政運営や諸計画の策定に当たり、市民、有識者、関係団体等の意見を聴取するため設ける機関で、意見の聴取後解散し、又はスポット的に招集される短期的なもの

合議制の機関である附属機関は、通常、市からの諮問という形で調停、審査、調査等を行い、その意見を取りまとめの上、通常、市へ答申という形で提出されますが、このような附属機関とは異なり、市政運営や諸計画の策定に当たって、市民の皆さんや有識者、関係団体等の意見を聴取する際に設けるのが、いわゆる私的諮問機関です。

なお、「スポット的に招集される短期的なもの」とは、そもそも附属機関としての性格を有する組織を含むものではなく、例えば「指定管理者選定委員会」など、それが附属機関としての位置づけを要するまでに至らないような、具体的な案件について選考、選定等を行う組織を指します。

また、この私的諮問機関に分類されるものについては、意見の聴取後解散する性格のものであることから、附属機関の委員と同額の報償費を支給することの妥当性について検討しました。

検討の結果、この私的諮問機関については、県内他市や類似団体及び審議内容等の実情を踏まえて、市長が別に定める額の報償費を支給する取扱いとして統一化を図ることとします。

C 研究・連絡協議会的機関

市の施策に関する研究や連絡調整、啓蒙、啓発等を目的として設置する機関

この区分に分類される機関は、市の施策に関する研究や連絡調整、啓蒙、啓発等を目的として設置するものであることから、このマニュアルに基づいて管理する審議会等から除外し、市からの報償費等の支出は行わないものとして統一化を図ることとします。

D 実施主体的機関

市の各種イベントや施策の実施主体として設ける機関

この区分に分類される機関は、施策上の協議会に分類されるものではありませんが、イベントや施策の実施主体として設けられる性格の機関であることから、このマニュアルに基づいて管理する審議会等から除外します。

3 審議会等の適切な設置、運営

次の視点に基づいて、審議会等の適切な設置、運営等を図っていきます。

【設置について】

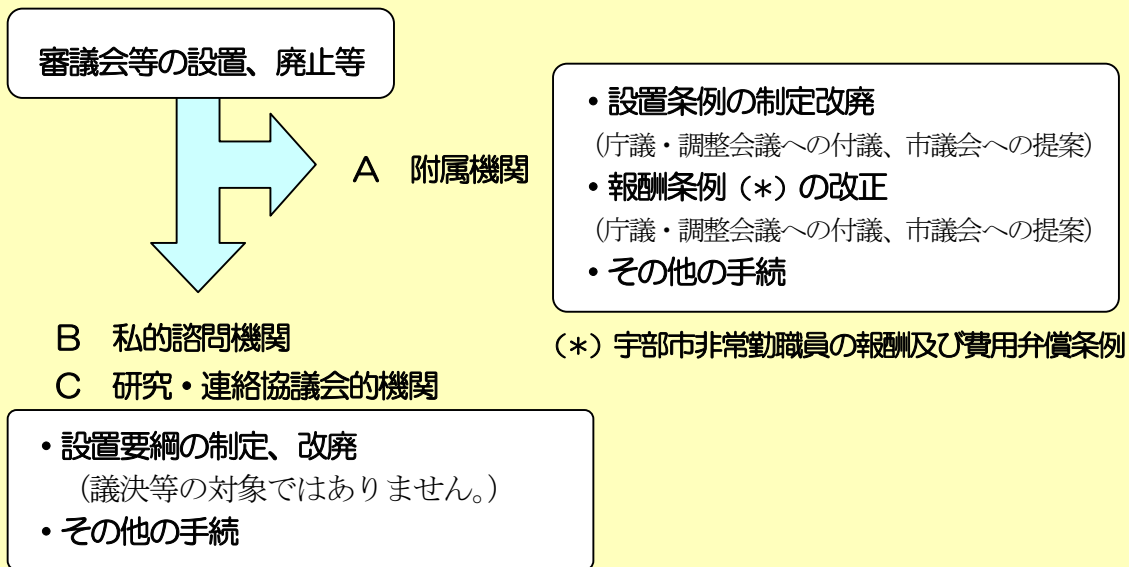
- (1) 市民や有識者の意見を聴くため審議会等を設置する場合には、審議事項を限定し、可能な限り時限を付すなど、それぞれの組織の設置目的や役割を踏まえたものとする。
- (2) 審議会等の委員は、公正の確保に留意した上で、当該審議会等の設置目的や審議事項などを十分考慮し、選任する。
- (3) 当初の設置目的を失ったもの、社会情勢等により必要性が低下したものについては、廃止又は統廃合を行う。
- (4) 行政責任や審議会等の性格を明確にするため、審議会等の根拠規定を再検討する。

【運営について】

- (1) 委員が審議事項等について十分な準備ができるよう、会議の論点等が分かる資料を事前に送付する。送付に当たっては、経費の削減及び事務の効率化の観点から、積極的に ICT を活用する。
- (2) 審議会等の会議は、原則として公開とする。ただし、宇部市情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報が含まれる事項について審議するとき又は公開することにより、公正若しくは円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと審議会等が決定した場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- (3) 傍聴者への対応については、別紙1のとおりとする。
- (4) 会議の日時、場所等は原則として1週間前までに市HP等で公表する。会議を非公開とするときは、その理由を合わせて公表するものとする。
- (5) 会議においては、事務局からの説明は簡略化し、全ての委員が発言できる機会をつくり、活発で多様な議論が行われるよう努める。
- (6) 会議の開催に当たっては、できる限り休日や平日の午後6時以降に設定する等、市民が審議会等に参加しやすい環境づくりに努める。
- (7) 会議終了後は、速やかに会議録を作成し、会議資料とともに市HP等で公表する。

【 総務課との事前協議 】

審議会等の適切な設置、運営等を図っていくため、審議会等の設置、廃止等を行うときは、あらかじめ総務課と協議するものとします。



4 審議会等の委員の選任等

審議会等の委員は、幅広い意見や専門的な識見等を反映させるため、原則として次の区分の中から当該審議会に適当なものを定め、選任します。ただし、法令等で規定のあるものは除きます。

なお、既存の審議会等については、委員の改選時などに可能なものから見直しを行います。

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 市民（公募により選出された市民とする。） | (2) 学識経験者 |
| (3) 関係行政機関の職員 | (4) 団体の代表者 |
| (5) その他市長が必要と認める者 | |

なお、(4)については、さらに次の区分に分類する。

ア 各種団体の代表者

特定分野の団体ではなく、様々な分野の団体の者を委員とするとき。

イ 関係団体の代表者

審議、調査する事項に関係する団体の者を委員とするとき。

ウ 範囲を特定した団体（*）の代表者

審議、調査する事項に特に利害関係がある特定の団体の代表者（条例、規則に規定されている場合等）を委員とするとき。

（*）具体的に規定すること。

エ その他団体の代表者

上記イ又はウの団体の者を委員とする場合において、これら以外の団体の者を委員とするとき。

※ 市議会議員は、法令で定めるものや特別な事情があるものを除き、選任しないものとする。

審議会等の委員の選任に関する基準は次のとおりとします。

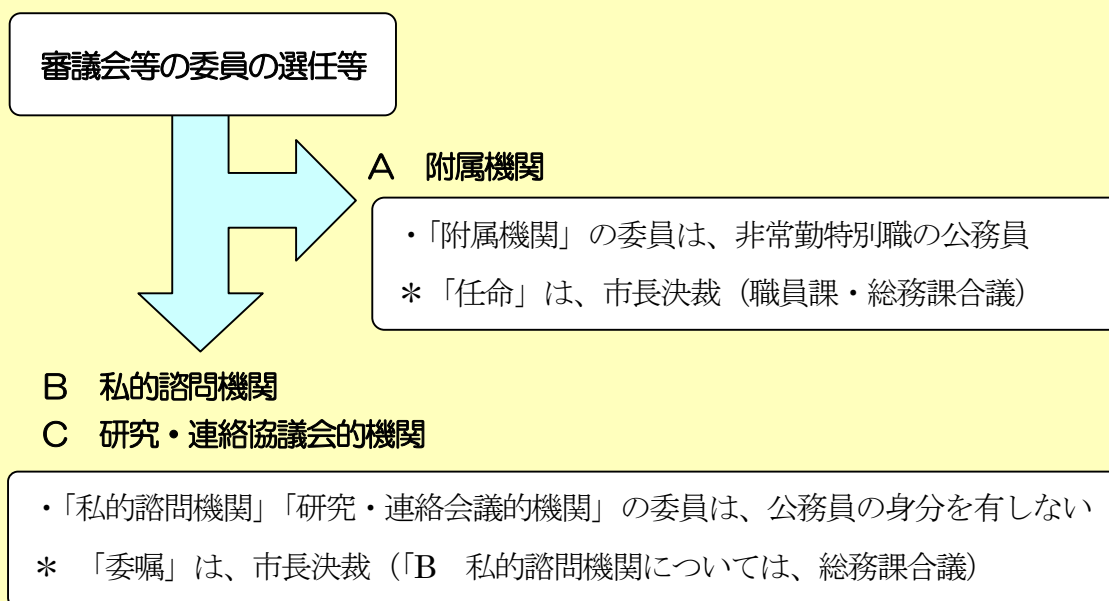
- | | |
|----------|--|
| (1) 委員数 | 原則として、20人以内とする。 |
| (2) 年齢層 | 若者（概ね40歳代未満）の割合を引き上げるように努めるとともに、年齢構成に偏りがないようにする。 |
| (3) 兼職 | 原則として、2までとする。（※1） |
| (4) 再任 | 原則として、一の審議会等の委員に6年を超える期間継続して任命しない。 |
| (5) 男女比率 | 男女の構成比率が50%となるよう努める。 |
| (6) 公募 | 一般公募による委員の選任について、可能なものから取組を進める。（※2） |

※1 「兼職」については、専門的知識経験が必要となる場合その他特段の事情があると認められる場合を除く。

※2 一般公募による委員の選任に当たっては、選考委員等に応募者の氏名を公開しないこととする。

【 総務との事前協議 】

「委員数」「年齢層」「兼職」「再任」の項目について、やむを得ず基準を満たさないことが予想される場合は、あらかじめ総務課と協議の上、「審議会等の委員の選任に関する理由書」（別紙2）を作成し、起案文書に添付するものとします。



【人権・男女共同参画推進課との事前協議等 及び 若者比率の向上について】

『審議会等の設置・運営マニュアル』における男女比率及び若者比率の取扱いについて」（別紙3）に従い、積極的に委員の女性比率と若者比率の向上に努めてください。

女性委員の割合が50%に満たない審議会等にあつては、委員の改選時において、あらかじめ人権・男女共同参画推進課と協議するものとします。協議後に、審議会等の委員の選任に関する理由書（別紙2）には女性委員の比率が50%に満たない理由と今後の見通しについて、決裁の伺い文には男女比率の項目について記載してください。

また、次代の感覚、考え方を積極的に組み入れた審議とするため、次代を担う若者（概ね40歳代未満）の割合を引き上げるように努めるとともに、年齢構成に偏りがないようにしてください。

5 審議会等のあり方について

審議会等については、市民の市政参画と協働のまちづくりを進めながら様々な施策を推進する上で、重要なものです。

このため、多様な意見や価値観を有する市民や学識経験者、各種関係団体の代表者などが諮問事項や検討テーマに関し、活発に議論し合い、互いの意見や利害を調整しながら提出された答申や提言等については、これまで政策決定や施策に反映してきたところです。今後も、委員同士で十分な議論ができる環境整備や、会議の円滑な運営支援などに取り組むとともに、答申等や会議で議論された内容については政策決定等に生かしていきます。

審議会等の適正化については、これまで「審議会等の委員の選任に関する基準」を明確にするなど、委員構成の適正化等に取り組むとともに、条例化や廃止、委員に対する報償費などについて見直しを行ってきました。

今後も引き続き、さらなる幅広い市民の参画を促進させることで審議会の活性化を図るとともに、市民との協働のまちづくりによる開かれた市政を展開していくためにも見直しに取り組むこととします。

なお、附属機関のうち法令に基づいて設置される審議会等については、設置目的や委員構成等に関する規定が定められている場合が多く、市としての裁量が働きづらいため、このマニュアルには基づかないこととします。

また、事案発生時についてのみ設置し、及び開催する審議会等についても、同様に対象外としますが、このマニュアルで管理していない審議会等（研究・連絡協議会的機関及び実施主体的機関を含む。）についても、委員構成の適正化を図るため、原則として「審議会等の委員の選任に関する基準」に沿った選任を行うこととします。

| | |
|------------------|------------------|
| 平成22年（2010年）3月施行 | 平成25年（2013年）6月改正 |
| // 5月改正 | 平成26年（2014年）4月改正 |
| // 11月改正 | // 6月改正 |
| 平成23年（2011年）4月改正 | 平成27年（2015年）1月改正 |
| // 6月改正 | 平成28年（2016年）1月改正 |
| 平成24年（2012年）6月改正 | 令和4年（2022年）4月改正 |

傍聴者への対応については、次の例を参考に各審議会等の実情に応じて定めるものとします。

【参考例】

審議会等を傍聴される皆様へ

公開とされた審議会等の会議は、原則としてどなたでも傍聴することができます。

1 傍聴には、次の手続が必要です。

- (1) 傍聴は、当日、先着順で受付を行います。
- (2) 会議開始時間の5分前までに直接会場にお越しいただき、受付簿に住所及び氏名を御記入の上、御入場ください。なお、座席に限りがあるため傍聴できない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 受付時間終了後に入場を希望される方は、事務局職員の指示に従ってください。

2 会場への入場ができない（傍聴できない）方は、次のとおりです。

- (1) 銃器、刃物、その他危険なものを所持している人
- (2) 酒気を帯びている人
- (3) その他秩序を乱すおそれがあると認められる人

3 会議を傍聴する際は、次のこと遵守してください。これらをお守りいただけない場合は、退席していただくことがあります。

- (1) 審議会等の長及び事務局職員の指示に従い、静かに傍聴すること。
- (2) 指定した場所以外には、立ち入らないこと。
- (3) 他の傍聴者の迷惑になるような行動はしないこと。
- (4) 録音、録画又は撮影はしないこと。ただし、審議会等の長が認めた場合は除く。
- (5) その他、会議の進行を妨げるような行動は謹むこと。

(別紙2)

審議会等の委員の選任に関する理由書

(※ 改選後の状況により記入)

| | | | | |
|------|-------|-------|---------|-------|
| 審議会等 | 名 称 | | 主 管 課 | |
| | 改選年月日 | 年 月 日 | 次の改選年月日 | 年 月 日 |

| | | | | |
|----------------|--|-----|----------------|---------------|
| 委 員 数 | 人 | | | |
| | 20 人を超える理由及び今後の見通し | | | |
| 年 齢 層 兼 再 任 | 在職3以上の委員数 | 人 | 在任期間が6年を超える委員数 | 人 |
| | 該当委員の氏名 | 兼職数 | 在任年数 | 選任の理由及び今後の見通し |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 男 女 比 率 | 男性 % (人) | | 女性 % (人) | |
| | 女性の割合が50%に満たない理由 | | | |
| | 1 推薦依頼団体に女性が在籍していないため。 2 特定の資格を有するため(該当する男性委員数 人) 3 その他(以下に具体的な理由を記入のこと。) [] | | | |
| | 今後の見通し | | | |

※ 審議会等の委員の選任に関する基準

- 1 委員数 原則として、20人以内とする。
- 2 年齢層 若者(概ね40歳代未満)の割合を引き上げるように努めるとともに、年齢構成に偏りがないようにする。
- 3 兼 職 原則として、2までとする。
(専門的知識経験が必要となる場合その他特段の事情があると認められる場合を除く。)
- 4 再 任 原則として、一の審議会等の委員に6年を超える期間継続して任命しない。
- 5 男女比率 男女の構成比率が50%となるよう努める。
- 6 公 募 一般公募による委員の選任について、可能なものから取組を進める。

(別紙3) 審議会等の委員の男女比率及び若者比率の取扱い

◆女性委員の割合が50%に満たない審議会等にあつては、委員の改選時において、あらかじめ人権・男女共同参画推進課と協議すること。

◆「宇部市女性人材バンク」を積極的に活用すること。

→女性活躍応援ポータルサイト（宇部市女性人材バンク）を参照してください。

<https://www.ube-gender.jp/jinzaibank/>

◆各種包括連携団体等を活用するなど、広域的な視野で女性人材の発掘に努めること。

◆推薦依頼文には、次の一文を明記すること。（下線も必須）

また（なお）、本市は男女共同参画宣言都市であり、現在、本市の政策・方針決定への女性参画の拡大を全市的に進めておりますので、候補者が複数いらっしゃる場合は、女性を優先的にご推薦くださいますよう、（重ねて）お願い申し上げます。

◆「推薦依頼団体に女性が在籍していない」、「特定の資格を有する」など、やむを得ない事情により基準を満たせない場合は、別紙「理由書」を作成の上、委嘱（任命）時の決裁に添付すること。

◆委嘱（任命）時の決裁には、伺い文に男女比率の項目を記載し、改選前と比較できるようにすること。

<参考例>

男性5人、女性6人 → 男性7人、女性4人 ～変更となった場合

[男女比率]

男性…63.6%（7人） 改選前…45.5%（5人）

女性…36.4%（4人） 改選前…54.5%（6人）

※女性割合が50%に満たない理由については、別紙「理由書」のとおり。

◆スポット的に設置する審議会等（期限のあるもの、数年に1回設置するもの、等）については、男女比率の統計対象とはしないが、可能な限り女性割合の向上に努めること。

◆次代を担う若者（概ね20歳代から40歳代まで）の比率を引き上げ、現在だけでなく将来を見通した本市の各種施策、制度等について、専門的知見とともに次代の感覚、考え方を積極的に組み入れた審議となるよう努めること。